

目次

第1 国通知

1 農地性の判断及び施設園芸用地の取扱い関係

- (1) 「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について・・・章 5-2
- (2) 「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」・・・章 5-4
- (3) 「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の制定について・・・章 5-9
- (4) 特用樹の植栽と農地法との関係について(回答)・・・章 5-31
- (5) 農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-32
- (6) 農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて・・・章 5-38

2 法第 4 条・第 5 条許可の許可基準、取扱い関係

- (1) 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて・・・章 5-39
- (2) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて・・・章 5-41
- (3) 農地法施行規則第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて(周知)・・・章 5-46
- (4) 集落接続事業における「居住する者」の解釈について(回答)・・・章 5-48
- (5) 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-49
- (6) 農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて(技術的助言)・・・章 5-53

3 営農型太陽光発電設備等関係

- (1) 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて・・・章 5-55
- (2) 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について・・・章 5-61
- (3) 営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて・・・章 5-72
- (4) 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて・・・章 5-74
- (5) 営農型太陽光発電の不適切事案への対応について・・・章 5-77

4 その他

- (1) 農地転用許可事務の適正化及び簡素化について・・・章 5-80
- (2) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-85
- (3) 地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について・・・章 5-87
- (4) 家畜の死体の埋却に供する土地に係る農地転用許可制度の運用について・・・章 5-90
- (5) 行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について・・・章 5-92

第2 県通知

1 法第 3 条許可の許可基準、取扱い関係

- (1) 農地法第 3 条第 2 項の審査について・・・章 5-96
- (2) 土地改良事業中の農地法第 3 条申請の取扱いについての一部改正について・・・章 5-99

2 法第 4 条・第 5 条許可の許可基準、取扱い関係

- (3) 土地改良事業中の農地法第 4 条、第 5 条申請の取扱いについて・・・章 5-100
- (4) 山林への転用目的の農地法第 4 条、第 5 条申請の取扱いについて・・・章 5-101
- (5) 電気事業者の行う送電用の電気工作物等及び認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて・・・章 5-102
- (6) 農地区分判断時の運用について・・・章 5-103
- (7) 農地区分における公共施設等の定義について・・・章 5-106
- (8) 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて・・・章 5-108
- (9) 住宅への転用目的の農地法第 4 条、第 5 条申請における適正面積について・・・章 5-109

- (10) 農地転用許可申請の添付書面（資金証明書）の取扱いについて・・・章 5-110
- (11) 隣接者同意書等の取扱いについて・・・章 5-111
- (12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の改正に伴う農地法第4条、第5条許可申請時の添付書類について・・・章 5-114
- (13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）認定事業における農地法第4条、第5条許可申請時の添付書類の一部
取り扱い変更について・・・章 5-117
- (14) 農地転用許可後の進捗状況確認及び現地確認の徹底について・・・章 5-118

3 砂利採取法関係

- (15) 「砂利採取を伴う農地法の許可基準」の一部改正について・・・章 5-120
- (16) 「農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準」の一部改正について・・・章 5-129

平成21年12月22日
農商第12-618号

各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所長 様

農 水 商 工 部 長

農地法第3条第2項の審査について(通知)

このことについて、下記のとおり知事許可に係る審査基準を定めますので、ご了解のうえ事務処理を行うとともに、貴管内市町及び農業委員会へ通知願います。

なお、「農地法第3条第2項第8号の運用基準について」平成14年2月28日付け農振第594号及び「農地法第3条第2、4、5、7、8号の審査について」平成14年8月30日付け農商第12-340号は廃止します。

記

- 1 所有権等を取得しようとする者及びその世帯員等が取得後すべての農地等を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるか。(法第3条第2項第1号)

「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B404号)第3の3の判断基準によることとするほか、営農計画書(別紙営農計画書の様式例)等を添付させることにより次のことを考慮します。

- (1) すべての農地を耕作又は養畜の事業を行わないとは以下の場合をいう。

ア 農地管理をしていない農地(いわゆる不耕作地・生産調整による休耕田は含まない。)

イ 無許可で転用し違反状態の是正指導に従わない場合の農地

＊ 耕作証明書(知事許可の場合及び農業委員会許可で他市町村に農地を保有している場合)で不耕作地等がないかを確認する。

＊ 貸付農地が多数ある場合、状況に応じて確認する。

- (2) 以下に該当するものについては、「すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかの判断材料からは除外する。

ア 集落単位で農地集積をしており、担い手耕作地の集団化のため、市町が利用権設定をしている場合。

イ 貸付地の隣接農地所有者が自己所有地と一体で利用する必要から借り受けを希望した場合。

ウ 共有農地で、他の共有者に耕作させている場合。

*これらの理由を証明できる関係人の申述書を添付し確認を行う。

- (3) いわゆる通作距離については、例えば、自家労働で集約栽培を行う場合等では通作範囲は地域の道路事情や交通事情を勘案のうえ1時間程度を目安とするが、一律に判断することは適当ではなく、個々の事案により安定的に通作できるかどうかに着目して判断する。
- (4) 規模を拡大する場合では、既に所有している農地の状況（例えば、不耕作地がないこと）や取得農地を含む全ての農地が効率的に利用される見込みがあることなども判断材料とする。
- (5) 申請にかかる土地が耕作可能な土地か現地確認をする。
現地確認のための資料として、現地案内図を添付する。
- (6) 申請書に記載されている農機具保有状況において、農作業に必要な機械類を所有していない場合、農機具の使用対策を確認し、農業従事の実性を担保すること。
- (7) 作業の一部又は全部を委託する場合は、農地の有効利用を担保するため作業受委託契約書の写し等にて確認すること。
- (8) 新規就農者や新たな経営を行う場合には、その農業に係る知識や技術の習得状況が重要な判断要素となりますが、所有権の取得以外の権原の取得については、新規就農を促進する観点からも審査する。

2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるか。（法第3条第2項第4号）

- (1) 許可申請書の「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況」欄により審査する。

3 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が取得後において耕作の事業に供すべき農地等の面積の合計が50a（別段面積を定めた場合はその面積）に達しているか。（法第3条第2項第5号）

- (1) 施行令第6条第3項第3号でいう一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等とは、一体利用することが必要不可欠な場合をいうのであって、一体利用しなくても耕作可能な場合はこれに該当しない。
- (2) 許可権者が異なる農地法にかかる許可申請をおこなっている場合、交換、売買等許可後の耕作の事業に供すべき農地の合計を他方の許可申請書の写しで確認し、他方許可申請と併せて下限面積要件を備える場合は、他方の許可と同時処分する。

4 農地等につき所有権以外の権原に基づいて耕作等の事業を行う者がその農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（法第3条第2項第6号）

- (1) 法第3条第2項第6号カッコ書きで定める例外理由を備えているか転貸理由書で確認する。
- (2) 貸付地所有者の同意書を添付する。（民法第612条）

営 農 計 画 書

住所
氏名等

(1) 現在の耕作状況																					
土地の所在	地番	地目	面積 ㎡	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												耕作の方法		通作 距離	通 作 時 間	備 考
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家労働	委託			
																		km	分		
計					計 ㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)																
記載注意 (1) 市町村ごとに記入 (2) 作付別に記入し、裏作についても記入 (3) 添付される耕作等証明の面積と一致すること																					
(2) 申請地の耕作実施計画																					
土地の所在	地番	地目	面積 ㎡	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												耕作の方法		通作 距離	通 作 時 間	備 考
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	自家労働	委託			
																		km	分		
計					計 ㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)																
記載注意 自宅等から申請地までの通作案内図とその通作経路を示すこと																					

平成 14 年 8 月 30 日
農商第 12-341 号
一部改正 平成 21 年 12 月 22 日
農商第 12-620 号

各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所長 様

農 水 商 工 部 長

土地改良事業中の農地法第 3 条申請の取扱いについての一部改正について(通知)

このことについて、下記のとおり知事に対する申請の審査基準を定めますので、ご了知のうえ事務処理を行うとともに、貴管内市町及び農業委員会へ通知願います。

記

1 土地改良事業中の権利の移動

(1) 一時利用地指定前

従前の土地登記簿の地番、面積で許可申請をすること。事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書を添付すること。

(2) 一時利用地指定後、換地処分公告前

従前の土地所有者が譲渡人となり、従前地番を上段、一時利用地地番を下段に記入し、一時利用地指定通知書(写し)、指定図面(写し)、一時利用の指定を受けた者の同意書(一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者の同意書)、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書を添付すること。

(3) 換地処分公告後登記まで

一時利用の指定を受けた者(一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者)が申請し、従前地番を上段、一時利用地地番を下段に記入し、換地処分通知書(写し)、指定図面(写し)を添付すること。

(3) 土地改良事業中の農地法第4条、第5条申請の取扱いについて

平成14年8月30日

農商第12-342号

農林水産商工部長から各県民局農林水産商工（農林商工・桑名農政） 部長宛

このことについて、下記のとおり審査基準を定めますので、事務手続きの適正化及び貴管内市町村農業委員会への周知徹底をお願いします。

記

1 非農用地区域の転用申請については、「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法関連制度との調整について」（昭和49年7月12日付49構改B第1241号農林省構造改善局長通達）によるものとする。

2 非農用地区域外の転用申請については、次によるものとする。

なお、土地改良事業への影響が大きいため、事業担当部局と十分調整するものとする。

(1) 一時利用地指定前

従前の土地登記簿の地番、面積で許可申請をすること。事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書を添付すること。

(2) 一時利用地指定後、換地処分公告

従前地番を上段、一時利用地地番を下段に記入し、従前の土地所有者が申請人（譲渡人）となること。一時利用地指定通知書（写し）、指定図面（写し）、一時利用の指定を受けた者の同意書（一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者の同意書）、換地計画においてその一時利用地がそのまま換地として定める旨の事業主体の確約書、事業主体の意見書及び事業主体が換地業務を委託している場合はその委託先の意見書を添付すること。

(3) 換地処分公告後登記まで

一時利用の指定を受けた者（一時利用地の再指定があった場合は再指定を受けた者）が申請人（譲受人）となり、従前地番を上段、一時利用地地番を下段に記入し、換地処分通知書（写し）、指定図面の（写し）を添付すること。

（４）山林への転用目的の農地法第４条、第５条申請の取扱いについて

平成１４年８月３０日

農商第１２－３４７号

農林水産商工部長から各県民局農林水産商工（農林商工・桑名農政） 部長宛

このことについては、下記のとおり事務取扱いを定めますので、事務手続きの適正化及び貴管内市町村農業委員会への周知徹底をお願いします。

記

- １ 自然荒廃化した農地の場合
農地として取り扱う。
- ２ 過去に植林転用した農地の場合
過去の植林したことが明らかであり、周辺の状況から山林化がやむを得ないと判断され、今後の植林管理計画が具体的（苗の購入方法、植林の管理方法）かつ明確であるものについては、経緯書又は始末書の提出をもって、４条転用申請を指導する。
- ３ 今後、植林計画による植林転用をおこなう場合
 - （１） 周辺の状況から山林化がやむを得ないと判断され、今後の植林計画が具体的（苗の購入方法、植林の管理方法）かつ明確であるものについては、４条申請を指導する。
 - （２） 周辺の状況から山林化がやむを得ないと判断され、所有権移転を伴う場合の申請については、譲受人が林業を営む者もしくは周辺の林地を所有しており一体として管理する者等が考えられるが、今後の植林計画が具体的（苗の購入方法、植林の管理方法）かつ明確であるものについては５条申請を指導する。
- ４ 今後、大規模開発の予定がある場合
大規模開発の予定がある場合は、その開発計画をもって農地転用申請を行うよう指導すること。
- ５ 山林への非農地証明の取扱いについて
非農地証明はあくまでも行政サービスであるため、客観的証明が確認できるものにかぎることとし、農地法の許可で処理できるものは、できる限り農地法の申請を行政指導する。
- ６ 転用許可後の農地法の適用範囲
山林転用のため農地に苗を植えた場合、転用許可後の完了報告があったとしても、ただちに山林化しないため農地性が失われず、農地法の適用範囲となり、他目的に転用する場合には、再度、農地法の申請が必要である。しかし、通常は３年以上経過すると苗に根が張り、農地性がないと判断できるため、山林転用許可後、植林し３年以上の経過をもって農地法の適用範囲外とする。

各農林水産（農政・農林）事務所農政室長 様
各市町農地転用担当課（室）長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三重県農林水産部農地調整課長

電気事業者の行う送電用の電気工作物等及び認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて（通知）

電気事業者の行う送電用の電気工作物等及び認定電気通信事業者の行う中継施設等（以下、「電気工作物等」という。）の設置について、「電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う農地転用の取扱いについて（昭和 45 年 9 月 22 日付け 45 公局第 520 号通商産業省公益事業局長通知。以下、「電気事業者通知」という。）」及び「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて（令和 2 年 11 月 13 日付け総基事第 228 号事務連絡。以下、「通信事業者通知」という。）」に基づき運用しているところですが、下記のとおり三重県知事許可に係る事務取扱いを定めたので、ご了承ください。

記

- 1 電気工作物等の設置に必要な資材置場等を一時的に設置する場合においては、設置する農地又は採草放牧地（以下、「農地等」という。）の所在地・地番、面積、設置期間、施設の概要を事業計画書で明示し、電気工作物等の設置後に速やかに農地等に復元することを誓約することで、農地転用許可は不要とする。ただし、恒久転用のため農地等の権利を取得する場合には、三重県知事の許可を受けるものとする。
- 2 電気工作物等の設置後、農地等を施設メンテナンス、改修及び撤去等に必要な進入路、資材・機材の置場に転用する場合には、三重県知事の許可を受けるものとする。ただし、事業期間が数日のものについては、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて（技術的助言）（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2869 号農林水産省農村振興局長通知）」に基づき農地転用許可は不要とする。
- 3 1 及び 2 に記載がない事項については、電気事業者通知及び通信事業者通知に従うものとする。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 8 日

各市町農地転用担当課（室）長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三重県農林水産部農地調整課長

農地区分判断時の運用について

このことについて、令和 6 年 2 月 20 日付け事務連絡で運用してきましたが、農地法施行規則（昭和 27 年省令第 79 号）第 43 条第 1 及び第 2 号並びに第 45 条第 2 号に規定する市街地化の考え方について、三重県知事許可分については、別紙 1 のとおり運用することとしますので、ご了解ください。

なお、指定市町村及び条例に基づく権限移譲市の農業委員会については、参考送付とします。

農地区分判断時の運用について

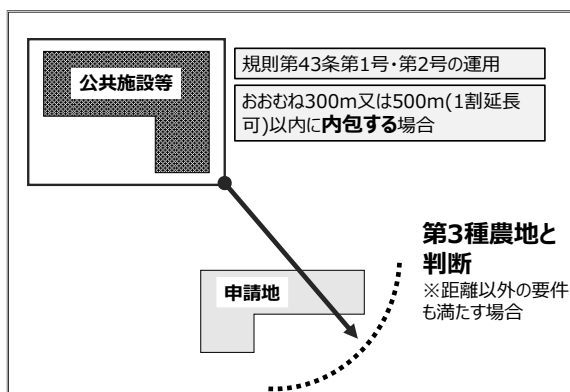
- 1 農地法施行規則（昭和 27 年省令第 79 号。以下、「規則」という。）第 43 条第 1 号及び第 2 号並びに第 45 条第 2 号に係る公共施設からの距離の取扱いについて、三重県知事許可案件については以下のとおり運用します。

なお、農地区分における公共施設等の定義については、令和 6 年 2 月 20 日付け事務連絡で記載しています。

(1) 規則第 43 条第 1 号及び第 2 号

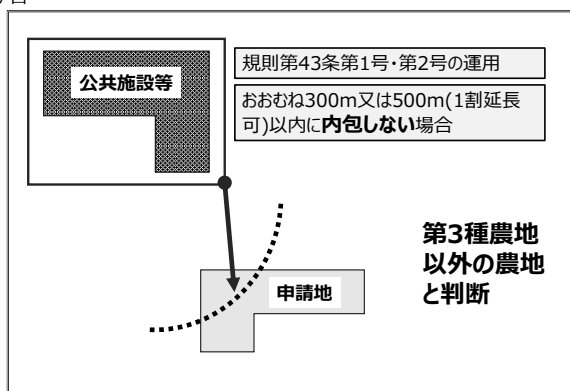
ア 申請農地全体が内包される場合

公共施設等の端部からおおむね 300m（第 43 条 2 号）又は 500m（第 43 条 1 号）以内に申請農地全体が含まれる場合は、第 3 種農地と判断します。ただし、第 43 条 1 号については、2 の要件も満たす必要があります。



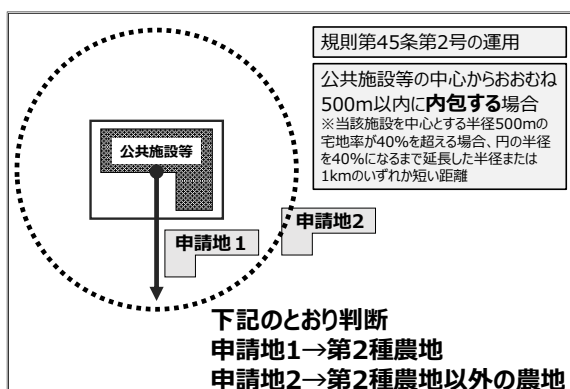
イ 申請農地全体が内包されない場合

申請農地の一部のみが内包される場合は、原則として全体を第 3 種農地以外の農地と判断します。



(2) 規則第 45 条第 2 号

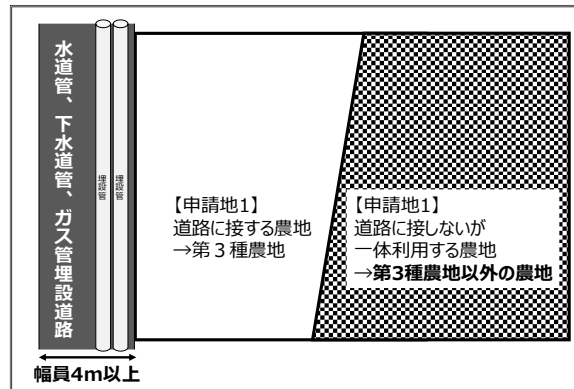
申請農地が公共施設等の中心からおおむね 500m 以内に内包される場合（宅地率が 40%を超える場合、円の半径を 40%になるまで延長した半径又は 1km のいずれか短い距離）は、第 2 種農地と判断します。



2 規則第 43 条第 1 号に係る水管、下水道管又はガス管の 2 種類以上が埋設されている道路（幅員 4 m 以上等）に接し、おおむね 500m 以内に公共施設等が 2 種類以上存在する第 3 種農地の考え方について、三重県知事許可案件については以下のとおり運用します。

（1）道路に接しない農地を一体利用する場合

道路に接する農地のみを第 3 種農地と判断し、道路に接していない一体利用する農地は第 3 種農地以外の農地と判断します。



3 その他

- （1）これらの運用は三重県知事許可案件における取り扱いであって、大臣協議案件についてはこの限りでない。
- （2）当該運用前に既に農地区分判断済みで、申請予定者に回答済みの案件については、従前の運用に基づく判断によるものとする。
- （3）規則第 43 条第 2 号ロに規定する「高速自動車国道等の道路の出入口」については、インター部分と一般道路の接続部分を起点として運用する

＜参考＞農地法施行規則（抄）

（公共施設又は公益的施設の整備の状況の程度）

第四十三条 令第七条第一号の農林水産省令で定める程度は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路（幅員四メートル以上の道及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項の指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、第三十五条第四号ロに規定する道路及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。
- 二 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね三百メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。
 - イ 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
 - ロ 第三十五条第四号ロに規定する道路の出入口
 - ハ 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。）
 - ニ その他イからハまでに掲げる施設に類する施設

（市街地化が見込まれる区域）

第四十五条 令第八条第一号の農林水産省令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 相当数の街区を形成している区域
- 二 第四十三条第二号イ、ハ又はニに掲げる施設の周囲おおむね五百メートル（当該施設を中心とする半径五百メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が四十パーセントを超える場合にあつては、その割合が四十パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は一キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域

平成 14 年 8 月 30 日
農商第 12－348 号
一部改正 平成 21 年 12 月 22 日
農商第 12－622 号
一部改正 平成 31 年 3 月 20 日
農林水第 12－437 号
事 務 連 絡
最終改正 令和 6 年 2 月 20 日

各農林水産（農政・農林）事務所農政室長 様
各市町農地転用担当課（室）長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三重県農林水産部農地調整課長

農地区分における公共施設等の定義について（通知）

このことについては、平成14年8月30日付け農商第12-348号で通知し、平成31年3月20日付け農林水第12-437号で一部改正通知を行ったところですが、下記のとおり三重県知事許可に係る事務取扱いを変更して定めたので、ご了承ください。

なお、公共施設等の定義は、許可権者が各市町又は市町内の地区の状況を考慮し、法令の趣旨（当該施設が市街化の指標となり、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものであること）を逸脱しない範囲で、指標となる施設を管轄する農業委員会と協議のうえ独自に定義できるものであり、本通知を定義の参考としてください。

記

1 農地法施行規則第 43 条第 1 号の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設の定義については、次のとおりとする。

（1） 教育施設（設置者については公私を問わない）

- ア 小学校
- イ 中学校
- ウ 高等学校
- エ 中等教育学校
- オ 大学
- カ 高等専門学校
- キ 幼稚園
- ク 特別支援学校
- ケ 義務教育学校

- (2) 医療施設（設置者については公私を問わない）
 - ア 病院（医師または歯科医師が行うもの）
 - イ 診療所（医師または歯科医師が行うもの）
 - ウ 助産所
- (3) 公共施設
 - ア 鉄道の駅、自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - イ 港湾施設、空港施設
 - ウ 都市公園（零細な街区公園を除く）
 - エ 国・県・市町の庁舎、支所、警察署、駐在所、消防署。ただし、国及び県の庁舎の支所にあつては、複数以上の所属が入居する総合庁舎等を対象とし、単独で存する機関は対象としない。また、市町の支所にあつては地方自治法第 155 条第 1 項に基づき条例設置されたものを対象とする。
 - オ 条例に定めのある教育文化施設等の公の施設（公民館、コミュニティセンター等）。ただし、条例による設置目的が、専ら地域住民のために設置されていることが明らかで、他地域住民又は観光客等を対象とした施設でないこと。
 - カ 認定こども園（設置者については公私を問わない）
 - キ 認可保育園（設置者については公私を問わない）
- (4) 公益的施設
 - ア 市町等が定める災害時避難施設

2 農地法施行規則第 43 条第 2 号ニの鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場に類する施設の定義については、次のとおりとする。

- (1) 公立病院
- (2) 自動車ターミナル法によるバスターミナル

3 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日以降に申請があつた案件より適用する。

各農林水産（農政・農林）事務所農政室長 様
各市町農地転用担当課（室）長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三重県農林水産部農地調整課長

資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて

「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 農振第 3179 号農林水産省農村振興局長通知）」について、下記のとおり三重県知事許可に係る事務取扱いを定めたので、ご了承ください。

記

- 1 転用目的が資材置場のように建築物の建築等を伴わないもの（以下、「資材置場等」という。）の取扱いは原則、以下のとおりとする。

なお、個別事案が資材置場等に該当するかは、転用目的、事業計画及び土地利用計画等の内容を踏まえて判断するものとする。

（1）資材置場等に該当するもの。

転用目的	転用目的の例
建築物の建築及び工作物の設置を伴わないもの	資材置場、無蓋の駐車場
容易に移動又は撤去できる建築物又は工作物を設置するもの	コンテナハウス、トレーラーハウス

（2）資材置場等に該当しないもの。

転用目的	転用目的の例
容易に移動又は撤去できない建築物の建築及び工作物の設置を伴うもの。ただし、 <u>次のものは資材置場等として取扱う</u> ア 塀、フェンスのように工作物等が土地の周囲にのみ設置される場合 イ 事業計画地の面積と比較して、設置面積が小さいもの	太陽光発電設備、立体駐車場
既存又は新設の施設に付帯して、隣接地に設置する資材置場等。ただし、 <u>既存施設と離れた場所に設置するものは付帯すると判断しない。</u>	住宅や店舗の駐車場、住宅への進入路、工場の資材置場

- 2 資材置場等が恒久転用又は一時転用により目的が達成できる事案かどうかは、原則、下記の内容を踏まえて判断するものとする。

（1）転用目的

ア 転用目的が建設工事等のように有期の事業に伴うものか

イ 事業の継続性があると判断できるか

（2）事業計画及び土地利用計画

ア 容易に事業計画とは異なる目的へ使用できるものか

(9) 住宅への転用目的の農地法第4条、第5条申請における適正面積について

平成14年8月30日

農商第12-345号

農林水産商工部長から各県民局農林水産商工（農林商工・桑名農政）部長宛

このことについては、一般社会通念上及び全国的な事務取扱いから次のとおり定めますので、事務手続きの適正化及び貴管内市町村農業委員会への周知徹底をお願いします。

なお、次の面積以内であっても利用形態から転用面積が適正か否かを判断する必要があり、十分な審査をお願いします。また、次の面積を超えて申請があった場合、農地法上転用面積が適正である必要があるため、申請者より転用する土地の形状、利用形態からやむをえない等理由を書いた書面を提出させることにより、適正面積の転用であるかどうか審査します。

1 適正面積

農家住宅	1000㎡以内
一般住宅	500㎡以内

2 適正な建ぺい率

22パーセント以上

平成 2 年 1 0 月 3 0 日
農 政 第 2 3 1 8 号
一部改正 平成 1 4 年 8 月 3 0 日
農商第 1 2 - 3 4 3 号
一部改正 平成 1 5 年 9 月 1 日
農商第 1 2 - 3 4 5 号
最終改正 平成 2 8 年 1 2 月 1 日
農林水第 1 2 - 3 3 9 号

各農林水産（農政・農林）事務所長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三 重 県 農 林 水 産 部 長

農地転用許可申請の添付書面（資金証明書）の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり定めたので今後はこれによって処理されたい。

記

1 資金証明書（必要な資力及び信用があることを証する書面）の添付について

現在（平成 2 9 年 3 月末まで）の取扱い	平成 2 9 年 4 月 1 日以降の取扱い
転用面積が 5000 m ² 以上の農地転用事業について、資金証明書を添付する。	転用面積にかかわらず、すべての農地転用許可申請において書面の添付を義務付ける。

2 資金証明書となる書面について

- （1）金融機関が発行する残高証明書の原本
- （2）融資（見込）証明書の原本、又は金融機関等が受け付けた融資申込書の写し
- （3）預金通帳の写し
 - ・申請者本人の名義であることが確認できるものであること。
- （4）確約書等
 - ・親族より贈与を受ける場合や金融機関以外の第三者より融資を受ける場合は、親族等の確約書に加え、その親族等の（1）～（3）のいずれかの書面により確認する。

3 適用年月日

平成 2 9 年 4 月 1 日以降の申請受付分より適用する。

平成 22 年 6 月 11 日
農商第 12 - 170 号

各農林水産商工(農政・商工)環境事務所長 様

農 水 商 工 部 長

隣接者同意書等の取り扱いについて

このことについて、別紙「隣接者同意書等の取り扱いについて」のとおり取り扱うこととしますので、今後の事務処理につきよろしくをお願いします。

なお、知事許可案件の申請書については農業委員会を経由して提出されることから、貴管内各市町及び農業委員会にもこの旨ご了解いただきたく、お知らせください。

本通知の取り扱いは知事許可の事務に係る取り扱いを定めたものでありますので念のため申し添えます。

おって、「「農地転用関係事務処理の迅速化及び簡素化等について」（平成 7 年 7 月 28 日付け 7 構改 B 第 831 号構造改善局長通達）への対応について」（平成 8 年 1 月 5 日付け 7 農振第 835 号農林水産部長通知）及び「「隣接者同意書等の取扱いについて」の運用について」（平成 8 年 5 月 31 日付け農振第 937 号農林水産部長通知）は廃止します。

別紙

隣接者同意書等の取り扱いについて

隣接者の同意書等については、法令及び通知等により申請書に添付すべき書類とはされていないことから、これを一律に添付することは求めないものとする。

付近の農地等及びその営農に対する被害防除施設に係る判断は、許可申請書の被害防除施設の概要及び事業計画全体により判断を行うが、これらのみでは判断がつかない場合は、「その他参考となるべき書類」として事業計画書、排水・雨水系統図、被害防除方法の説明状況書（別紙様式）などの必要な書類を徴して審査するものとする。ただし、審査を行うための必要な限度の書類とし、申請者に過重な負担を強いることのないよう配慮する。

例えば受忍限度の問題など書類により客観的に判断できない事由等により、許可の審査上当事者の意思を確認する必要がある場合については、影響を受ける付近の農地の所有者等の同意書などを提出させることにより審査を行うものとする。

隣接者の同意書等が任意で提出された場合は、審査を行う際の資料として活用して差し支えないこととする。

被害防除方法の説明状況書

転用予定者氏名

下記の土地の転用事業の被害防除方法について、に説明しました。

記

転用予定の土地の 所在地・地番	
転用事業の内容	
説明した被害防除 方法の内容	
対応状況	

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 5 日

尾鷲農林水産事務所農政・農村基盤室長 様
熊野農林事務所農政室長 様
各指定市町及び条例に基づく権限移譲市
農地転用事務担当課長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三重県農林水産部農地調整課長

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）
の改正に伴う農地法第 4 条、第 5 条許可申請時の添付書類について

平成 29 年 4 月 1 日付けで電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）が改正施行され、固定価格買取制度を利用する場合の手続きが従前の設備認定から事業計画認定に変更されたところです。

これに伴い太陽光発電事業を目的とした農地法第 4 条及び第 5 条に基づく許可申請時に添付する書類（農地法施行規則第 30 条第 7 号又は第 57 条の 2 第 2 項第 5 号に基づき提出を求める書類で、農地法第 4 条第 6 項第 3 号又は第 5 条第 2 項第 3 号の規定による申請に係る用途に供することの確実性を担保する書類）として、三重県知事許可分については、当分の間、別添「手続段階別対応表」のとおりとします。

なお、FIT 法に係る手続が変更された時、又は現在 3 か月超を要している認定申請から認定取得までの期間が迅速化された時は、当該取り扱いを変更することがあることを念のため申し添えます。

農地転用申請時における太陽光発電にかかる「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」の手段段階別対応表

●設備認定又は事業計画認定の取得状況による対応

経産省認定状況	みなし認定移行手続き	農転申請可否	必要書類	備考
平成 29 年 3 月 31 日までに <u>設備認定</u> を受けている	平成 29 年 9 月 30 日までに事業計画認定手続きを行った	○	事業認定通知書の写し	手続き済であるが認定未通知の場合は ※1 参照
	平成 29 年 9 月 30 日までに事業計画認定手続きを行わなかった	×		みなし認定移行手続きが完了しておらず、認定取り消し、接続契約は解除となる可能性があるため（FIT 法 Q&A（10/13 版）0-4 のとおり）
平成 29 年 4 月 1 日以降に <u>事業計画認定</u> を受けている	—	○	事業認定通知書の写し	
現在 <u>事業計画認定</u> 申請中である	—	×		※2 参照

●認定済内容に変更がある場合の対応

変更内容		必要書類	備考
事業計画認定以降に <u>変更認定</u> に係る内容が生じている	変更項目が電力調達価格の変更を伴わない内容（事業譲渡、地番の追加・削除 等）	変更認定通知書の写し	手続き済であるが変更認定未通知の場合は ※3 参照
	変更項目が電力調達価格の変更を伴う内容（発電出力、パネル形式、合計出力、接続契約締結日）		
変更項目が <u>事前変更届出</u> に係る内容（ <u>事業区域の面積</u> 等）		以下のすべてが必要 ・事前変更届出内容確認画面及び事前変更届出登録完了画面のハードコピー ・審査完了メールの写し	事前変更届出については、受理されても変更内容が事業認定（変更）通知書には反映されず、設備設置者（及び代行申請者）に審査完了メールが送信されるのみであるため 審査完了メールが未到達の場合は※4 参照
変更項目が <u>事後変更届出</u> に係る内容（社名変更、代表者役職・氏名変更、事業者住所 等）		変更内容が分かる書類の写し（法人登記簿の写し等）	※事後変更届出については、受理されても変更内容が事業認定（変更）通知書には反映されず、設備設置者（及び代行申請者）に審査完了メールが送信されるのみであるため

二重下線部分は、平成 30 年 4 月の再エネ申請手続き変更により変わった部分

※1・2・3・4

認定申請（変更認定申請、変更届出）中であることが分かる書類の提出をもって受付し、事業（変更）認定通知書（審査完了メール）写しの提出をもって許可する取扱いを妨げない

【申請中であることが分かる書類】

- ※1 みなし認定移行手続き内容確認画面及び登録完了画面の写し
- ※2 事業認定手続き内容確認画面及び登録完了画面の写し
- ※3 変更認定移行手続き内容確認画面及び登録完了画面の写し
- ※4 事前変更届出登録内容確認画面及び登録完了画面の写し

※5 出力 50kw 以上等、WEB 上での手続きを行わなかった者（紙媒体による手続きを行った者）についても、上表に準ずる書類の提出を求めることとする

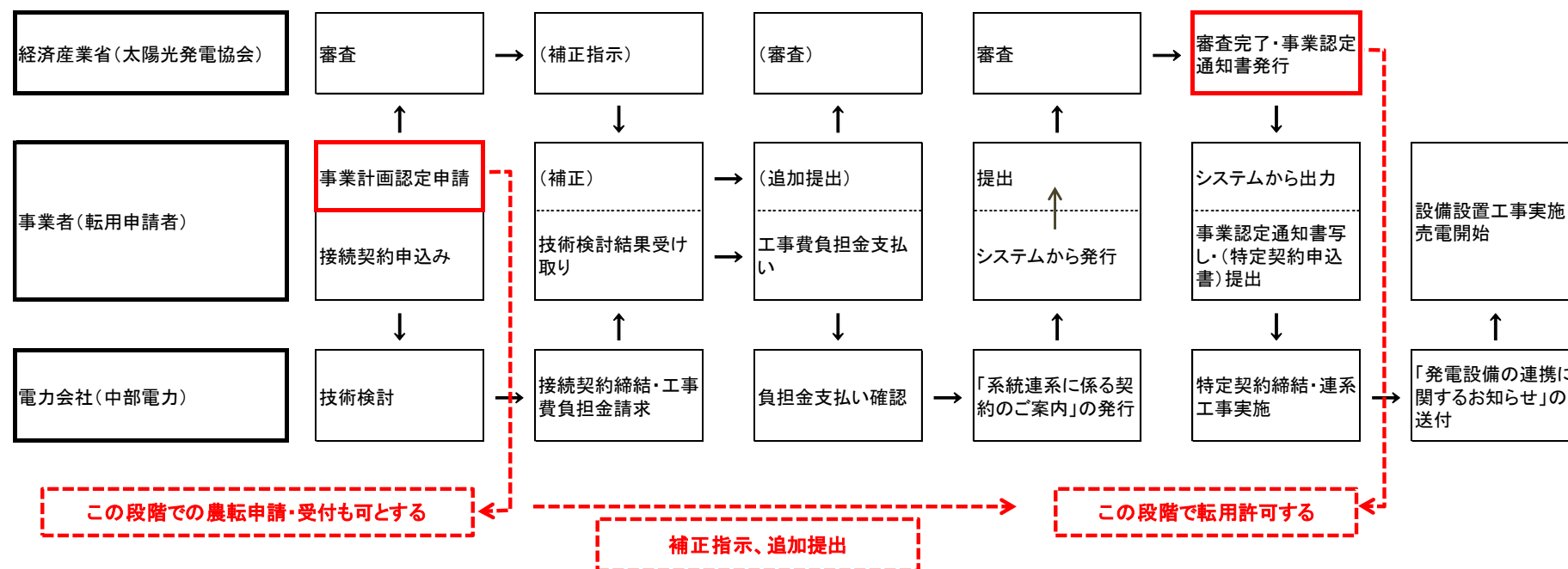
※6 当該認定手続きに係るシステム操作、提出書類等は開始以来頻繁に変更されており、今後も運用の変更が予想されるので、随時、資源エネルギー庁等のホームページを参照のこと

資源エネルギー庁（なっとく再生可能エネルギー） http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html

JPEA 代行申請センター <http://jp-ac-info.jp/>

(注意) 当該制度は今後変更される可能性があるため、改正の動向に注意すること。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の流れ



運用1 現状、事業計画認定申請から認定取得まで3ヶ月超の期間を要していることを考慮し、事業計画認定申請を行ったことが分かる書類の提出をもって農地転用申請受付を行う運用を妨げない

運用2 ただし、農地法第4条第6項第3号又は第5条第2項第3号で規定する「申請に係る用途に供することの確実性」を担保する書類としては、事業認定通知書が必要であると考え、当該通知書の写しの提出をもって許可することとする

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 8 日

熊野農林事務所農政室長 様
各指定市町及び条例に基づく権限移譲市
農地転用事務担当課長 様
各市町農業委員会事務局長 様

三重県農林水産部農地調整課長

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）
認定事業における農地法第 4 条、第 5 条許可申請時の添付書類の一部取り扱い
変更について

このことについては、平成 2 9 年 1 2 月 5 日付けで事務連絡を発出し統一的に取り扱ってき
たところですが、その運用に一部疑義が生じたので以下のとおり変更することとします。

1. 運用変更事項

当初の事業認定（旧設備認定含む）後に地番追加された筆が事業認定通知書に記載さ
れていない場合は、F I T 法の変更手続き上は変更認定扱いであったため、変更後の通知
書の写しの提出があるまでは、現在農地転用許可を保留している。

最新（平成 30 年 8 月 8 日更新）の F I T 法における「変更内容ごとの変更手続の整理
表」によると、地番の追加・削除については『運転開始前後を問わず、隣接する一連の地
番の追加は可能です』とされており、運転開始後であっても発電出力や合計出力等、売電
単価に変更が生じるような変更を伴わない限り、事後に変更認定申請を行うことも可能な
状態となっている。

このため、実質的に工事実施、売電開始が F I T 法上可能な状態となっているにもかか
わらず、農地法の許可を保留することには問題があると考えられるため、同法が変更手続
き時に求めている『土地の取得を証する書類／賃貸借契約書などの契約書又は無償使用に
関する所有者の同意書』の写しの提出があれば許可を行う運用への変更が妥当であると思
われる。

2. 条件

認定済み地番に隣接する地番の筆であって、当該筆に太陽光発電施設を設置する権原を
有することが分かる書類（写しでも可とする）の提出があった場合は、地番追加後の変更
認定通知書（写し）の提出を待たずに許可することを妨げない。

3. 適用時期

本文書発出後の案件から適用するが、現在当該事項を補正事項として許可を保留してい
る案件についても適用する。

(14) 農地転用許可後の進捗状況確認及び現地確認の徹底について

	平成14年2月25日
	農振第 576 号
一部改正	平成14年8月30日
	農商第12-344号
最終改正	平成15年9月 1日
	農商第12-344号

農林水産商工部長から各県民局農林水産商工（農林商工・桑名農政） 部長宛

今回、先に出しました「農地転用許可後の進捗状況確認及び現地確認の徹底について（平成14年2月25日付農振第576号農林水産商工部農山漁村振興課長通知」の運用については別紙のとおりになりましたので、御了知のうえ、貴管内市町村農業委員会に対し、周知徹底を図られるようお願いします

農地転用許可後の進捗状況確認及び現地確認の徹底について

近年、農地法第4条第1項、農地法第5条第1項の規定による許可申請を行い、許可権者の許可を受けた後一連の転用行為を進める中で、許可目的と異なる用途に変更する案件又は、許可条件どおりに転用後、わずかな期間で許可目的と異なる用途に変更する案件が見受けられます。このような行為を放置することは住民の農地法への信頼を著しく損い、農地法を形骸化させることに繋がります。そこで、農地転用許可後の完了確認の実施を徹底し、度々転用許可目的と異なる用途に変更する者に対しては、審査を厳重にしていく必要があります。つきましては、このため、転用許可後の進捗状況及び完了確認については下記のとおり実施することとし、その手順等については、「農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号、21農振第1599号）以下「事務処理要領」という。第4の6（3））を準用することとします。

なお、確認にあたっては各市町村農業委員会と協力して実施をお願いします。

記

1. 確認対象案件

- （1）農地面積5,000㎡以上の許可した案件

2. 実施方法

- （1）昨年度許可したものを調査対象とする。
- （2）農地転用事業者に進捗状況報告をおこなうよう文書により催促を行う。
- （3）催促をしても進捗状況報告の提出がないものについて、現地確認を行い、日付入りの写真を撮影し、写真データを保存する。
- （4）進捗状況の提出があったのものについても、農業委員会、住民等により許可条件と相違するとの連絡があれば、現地確認を行い、日付入り写真を撮影し、写真データを保存する。
- （5）行政指導については「事務処理要領」に従い実施する。

農林水第12-400号
令和6年2月27日

各農林水産(農林・農政)事務所長 様
各市町長 様
各市町農業委員会会長 様

三重県農林水産部長

「砂利採取を伴う農地法の許可基準」の一部改正について(通知)

このことについて、平成14年8月30日付け農商第12-346号で制定されているところですが、今般、別紙のとおりその一部を改正し、令和6年4月1日から施行することとしましたのでご了知ください。

砂利採取を伴う農地法の許可基準

平成14年8月30日

農商第12-346号

一部改正 平成21年12月22日

農商第12-621号

一部改正 平成25年3月25日

農林水第12-700号

一部改正 平成28年3月18日

農林水第12-595号

一部改正 平成30年3月1日

農林水第12-391号

一部改正 令和6年2月27日

農林水第12-400号

第1（目的）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定に係る農地からの砂利採取について、農地及び農道、水路、附帯施設等の機能維持及び安全と災害の防止を図ることを目的とする。

第2（適用範囲）

この基準は農地法（昭和27年法律第229号）の許可が必要な以下のものに適用する。

- 1 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域が農地のみのもの。
- 2 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域において、農地の面積が過半の面積を占めるもの。
- 3 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川管理者の権限に属するものは、砂利採取法の認可部局が河川法担当部局となるため、第4の3、5、6、7の基準は適用外とする。
- 4 1、2において恒久転用を伴う場合、埋戻しの必要がなく、第4の3、6の基準は適用外とする。

第3（砂利採取に伴う農地についての権利）

砂利採取業者が砂利採取のため農地法第2条に規定する農地及び採草放牧地について取得する権利は、原則として所有権以外とする。

なお、当該土地において砂利採取後の恒久転用の計画が具体的かつ確実であると認められる場合は、所有権移転による転用の許可を受けることができるものとする。

第4（許可基準）

- 1 関係する他法令の許可、認可との整合性があること。
関係する他法令の許可、認可見込みがあること。
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）との整合性があること。

土地改良法による土地改良事業（区画整理事業に限る。）の施工中及び施行計画のある地域内の農地での砂利採取については、事業担当部局が特に必要と認めたものであり、事業実施及び事業計画に支障を来さないものであること。

3 当該砂利採取について、埋戻し等、農地への復元の保証があること。

採取計画の認可にあたっては、次のいずれかの要件を充たしたものでなければならないものとする。

（１） 採取計画認可申請が、砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体で構成する連合会（以下「連合会」という。）との連名でなされており、かつ、当該砂利採取業者及び連合会が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

（２） 農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力、信用を有する者１名以上（以下「工事完成保証人」という。）との３者間の契約において、次の事項が定められていること。

ア 当該砂利採取業者が認可に係る採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときは、当該農地の所有者、工事完成保証人がこれらの行為を行うこと。

イ 当該砂利採取業者が採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するため工事保証金を金融機関に預託するものとし、預託にあたり当該砂利採取業者、当該農地の所有者及び工事完成保証人と預託処理について定められていること。

4 周辺農地への配慮がなされていること。

採取期間中、採取及びその搬出入にあたり周辺農地の維持保全及び耕作に被害を生じないと認められること。ただし、過失により被害が生じた場合、直ちに砂利採取業者が責任をもって原状復旧すると認められること。

5 最大掘削深は、原則として１０メートル以内とすること。

6 農地の復元について、次によること。

（１） 原則として採取前の農地の状況において耕作ができるものであること。

（２） 砂利採取後、農地の復元において土地の形状が著しく変更される場合には、あらかじめ砂利採取業者より当該農地の土地所有者全員に、土地分配計画の説明がなされ、了承され、その土地分配計画による地積更正、公図訂正について了承がなされていること。

（３） 採取が完了した場所から順次埋戻し等を行うものであること。

7 農地保全の観点から、１業者につき県内２か所以内とし、砂利採取に係る一時転用期間については、次のとおりとする。

（１） 原則として１年以内に農地の復元を完了する採取計画を立てること。

なお、期間の延長は、事業計画の変更を行うこととし、認可日から通算１年以内を原則とするが、自然災害等やむをえず期間の延長を行う場合には認可日から通算１年３か月以内とする。ただし、砂利採取地への進入路に関しては、当該進入路を使用する砂利採取地での事業完了後、直ちに当該進入路を必要とする一体

的な砂利採取計画が隣接地である場合において、市町農業振興地域整備計画の達成に支障のない範囲において、進入路に限り一時転用の許可期間を3年以内の必要と認められる期間について許可をすることができる。

なお、当該進入路の許可期間の延長を行う場合は事業計画変更承認申請を行い、当初の許可日から通算3年以内の必要と認められる期間について許可をすることができる。

- (2) 1年を超える期間を必要とする場合（期間の延長により通算1年を超える場合を含む。ただし、自然災害等の理由により通算1年3か月以内の場合は除く。）は、通算3年以内の申請に係る目的を達成することができる必要最小限の期間とすることができる。ただし、砂利採取計画の認可申請が下記の要件を全て満たすものに限る。

ア 砂利採取に関して申請の日から過去5年間行政処分を受けていない者であること（当該処分による義務を履行した者を除く。）。

イ 農地の返却を受けた日以降の営農誓約書（土地所有者が作成したものに限る。）が添付されていること。

ウ 6か月ごとの作業工程を示す平面図等が添付されていること。

8 災害防止について、次の対策がとられていること。

(1) 土の除去等

ア 表土の除去等にあたっては、隣接地が浸食されないよう配慮したものであること。

イ 除去した表土を堆積するとき、地形に応じ築堤、板囲、土留め等を設置するなど、堆積表土の崩壊、降雨による流出を防止し、乾燥時における表土の飛散を防止するため、散水等の措置が講じられていること。

(2) 掘削等

ア 隣接地、公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、砂防施設、鉄道、鉄塔等）、家屋等からはその被害を防止するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てたうえで掘削を行うものであること。隣接地との間に有していなければならない保安距離は原則として最小限2メートルとする。

なお、公共物件、家屋等に対しては個々の事例ごとに必要な保安距離をとるものとする。

イ 採取作業時間は、採取の場所、方法、運搬等からみて、騒音、災害防止等を考慮して定めた時間によって行うよう留意したものであること。

ウ 掘削は、次のいずれかにより行うものであること。

(ア) 保安距離をとったうえで、原則として垂直距離1mに対して水平距離1.2m以上の法面勾配で掘削する。

(イ) 保安距離をとったうえで、(ア)の勾配より急な勾配で掘削する場合には、掘削箇所に法面保護のため土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分講じる。

(ウ) 保安距離以上の距離を隔てたうえで、(ア)の勾配より急な勾配で掘削する。ただし、崩壊した場合も掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるものであること。

エ 掘削箇所への地下水の浸透、砂利洗浄のための地下水の取水、ポンプアップ等により、周辺農地、井戸水及び農業用水等に悪影響を与えないよう留意すること。

オ 農地への復元後に法面が生じる場合は、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置を講じるものとする。

カ 農地への復元後の法面が雨水、湧水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講じるものとする。

第5（許可の条件）

採取計画の許可にあたっては、この基準のうち必要なものを許可の条件とするほか、個々の事例ごとに必要な事項を許可の条件として附することができる。ただし、附する条件は、農地法の趣旨に合ったものでなければならない。

第6（事務処理の留意事項）

事務処理において次の事項に留意して行うこと。

1 申請書受付の際、次の確認を行う。

(1) 必要な許可申請書及び添付書類は、法令による。

(2) 添付書類の確認は(1)に定めるものの外、次によるものとする。

ア 第4（許可基準）の3の(1)に係るものについては、農地法に基づく許可申請書が連合会と砂利採取業者の連名で行われるため、当該法人に係る内容の確認は、毎年度当初案件に添付された法人の資格証明、登記簿謄本、定款、規約等の確認書類により行う。ただし、当該内容に変更のない限り、以後の添付は省略する。

イ 第4（許可基準）の3の(2)に係るものについては、次の書類が添付されていること。

(ア) 当該砂利採取業者、土地所有者及び工事完成保証人1名以上が契約した砂利採取契約書。

(イ) 当該砂利採取業者、工事完成保証人及び土地所有者が契約した預託金（工事保証金）処理契約書。工事保証金の額は、10アールあたり採取箇所における最大掘削深が7メートル以下は130万円以上、10メートル以下は250万円以上とする。

(ウ) 工事保証金に係る預金の残高証明書。

ウ 採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図を添付させること。

エ 砂利採取後、農地の復元において著しく土地形状が変更される場合には、当

該農地の土地所有者全員の土地分配計画の了承を証する書面とその土地分配計画による地積更正、公図訂正についての了承を証する書面。

オ 第4（許可基準）の7の（2）に係るものについては、次の書類が添付されていること。

（ア） 農地法の許可を伴う砂利採取法の認可申請書の写し

（イ） 営農誓約書の写し

（ウ） 6 か月ごとの作業工程を示す平面図等の写し

2 現地調査及び指導

申請に対する現地調査は原則として事前に行うものとする。

3 連合会との情報共有

申請書が砂利採取業者と連合会の連名で提出されている場合において、許可書及びその他文書等を申請者へ交付する際には、連合会に対してもその写しを送付する。また、法令に違反する事実を確認した場合には、申請者に適切な指導をすると同時に、連合会にも情報提供を行い共有するものとする。

4 工事の完了確認

採取、埋戻し及び農地の復元が完了したときは、当該砂利採取業者に進捗状況報告書を提出させ、すみやかに現地を確認するものとする。

5 命令、許可の取消等

農地法第51条の規定による命令及び許可の取消処分をしたときは、その結果を本庁農地調整課へ報告するものとする。

附 則

この基準は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年12月22日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

営 農 誓 約 書

年 月 日

三重県知事あて

(土地所有者)
住所：_____

氏名：_____
土地所有者が法人である場合は、氏名には法人の名称及び
代表者の氏名を記載してください。

砂利採取事業の完了後、下記のとおり営農します。

砂利採取後の農地の営農計画

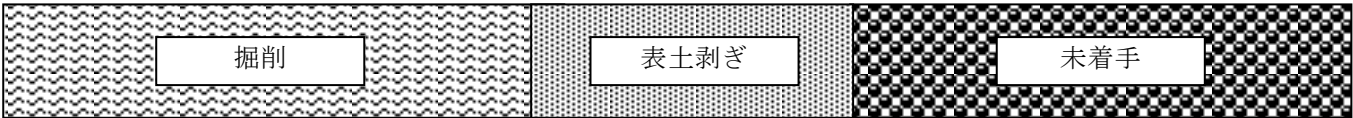
農地の所在	地目	面積 (㎡)	農地区分	耕作予定者	栽培作物		
					1 年目	2 年目	3 年目以降
			☐ 農用地区域内農地 ☐ 農業振興地域白地農地 ☐ 農業振興地域外農地				
			☐ 農用地区域内農地 ☐ 農業振興地域白地農地 ☐ 農業振興地域外農地				
			☐ 農用地区域内農地 ☐ 農業振興地域白地農地 ☐ 農業振興地域外農地				

(記載要領)

- ・耕作予定者は、土地所有者若しくは使用貸借による権利又は賃借権等の設定を受ける予定の者を記載してください。
- ・営農計画では原則として栽培する作物を記載する必要があります。
- ・「農業振興地域白地農地」及び「農業振興地域外農地」で農地復元後に生産性が著しく低い、地勢等の地理的条件が悪い等により作物の栽培が困難と予測される場合は、「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載できます。ただし、土地所有者が営農できない又は担い手がないことを理由に「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載することはできません。

第4の7の（2）ウ関係 6か月ごとの作業工程を示す平面図等の例

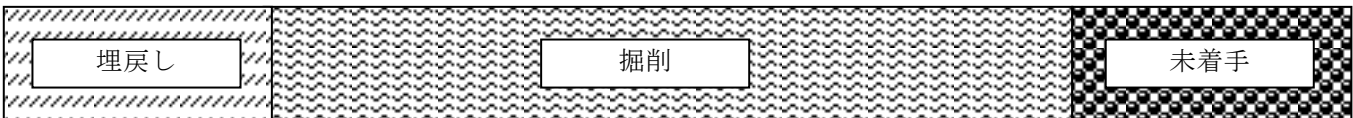
×年5月
平面図



断面図



×年11月
平面図



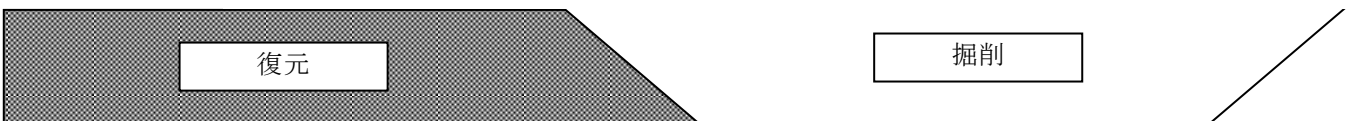
断面図



×+1年5月
平面図



断面図



×+1年11月
平面図

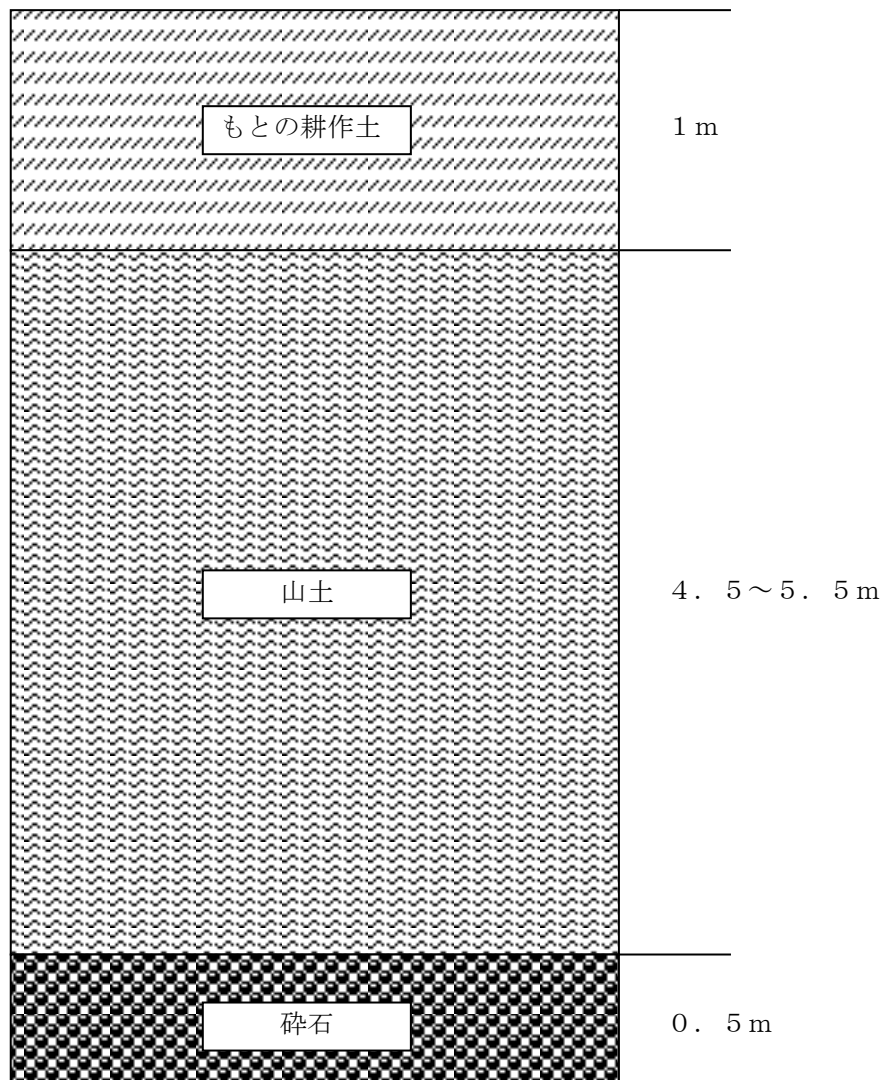


断面図



第6の1の(2)ウ関係

採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図の例



※（もとの耕作土＋山土）の箇所と（もとの耕作土＋山土＋碎石）の箇所があるなど複数の層構造がある場合は、それぞれ記載する。

※縦断面図を利用して層構造を記載することで代えてもよい。

農林水第12-399号
令和6年2月27日

各農林水産(農林・農政)事務所長 様
各市町長 様
各市町農業委員会会長 様

三重県農林水産部長

「農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準」の一部改正について(通知)

このことについて、平成14年8月30日付け農商第12-352号で制定されているところですが、今般、下記のとおりその一部を改正し、令和6年4月1日から施行することとしましたのでご了知ください。

農地法の許可を伴う砂利採取法の認可基準

	平成 14 年 8 月 30 日
	農商第 12-352 号
一部改正	平成 25 年 3 月 25 日
	農林水第 12-699 号
一部改正	平成 28 年 3 月 18 日
	農林水第 12-594 号
一部改正	平成 30 年 3 月 1 日
	農林水第 12-390 号
一部改正	令和 3 年 3 月 22 日
	農林水第 12-463 号
一部改正	令和 6 年 2 月 27 日
	農林水第 12-399 号

第 1（目的）

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の規定に係る農地からの砂利採取について、農地及び農道、水路、附帯施設等の機能維持及び安全と災害の防止を図ることを目的とする。

第 2（適用範囲）

この基準は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の許可が必要な以下のものに適用する。

- 1 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域が農地のみのもの。
- 2 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域において、農地の面積が過半の面積を占めるもの。
- 3 1、2において恒久転用を伴う場合、埋戻しの必要がなく、第 3 の 3、6、8、9 の基準は適用外とする。
- 4 砂利採取計画に係る砂利採取場の区域において、農地の面積が過半に満たない場合、採取地の面積比が大きい担当部局を認可部局とする。
- 5 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく河川管理者の権限に属するものについては、河川法担当部局を認可部局とする。

第 3（認可基準）

- 1 関係する他法令の許可、認可との整合性があること。
関係する他法令の許可、認可見込みがあること。
- 2 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）との整合性があること。
土地改良法による土地改良事業（区画整理事業に限る）の施工中及び施行計画のある地域内の農地での砂利採取については、事業担当部局が特に必要と認めたものであり、事業実施及び事業計画に支障を来さないものであること。
- 3 当該砂利採取について、埋戻し等、農地への復元の保証があること。
採取計画の認可にあたっては、次のいずれかの要件を充たしたものでなければならないものとする。
(1) 採取計画認可申請が、砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有す

る団体で構成する連合会（以下「連合会」という。）との連名でなされており、かつ、当該砂利採取業者及び連合会が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。

- (2) 農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力、信用を有する者1名以上（以下「工事完成保証人」という。）との3者間の契約において、次の事項が定められていること。

ア 当該砂利採取業者が認可に係る採取計画に従って採取跡地の埋戻し及び農地の復元を行わないときは、当該農地の所有者、工事完成保証人がこれらの行為を行うこと。

イ 当該砂利採取業者が採取跡地の埋戻し及び農地の復元を担保するため工事保証金を金融機関に預託するものとし、預託にあたり当該砂利採取業者及び当該農地の所有者、工事完成保証人と預託処理について定められていること。

- 4 周辺農地への配慮がなされていること。

採取期間中、採取及びその搬出入にあたり周辺農地の維持保全及び耕作に被害を生じないと認められること。ただし、過失により被害が生じた場合、直ちに砂利採取業者が責任をもって原状復旧すると認められること。

- 5 最大掘削深は、原則として10メートル以内とすること。

- 6 農地保全の観点から、1業者につき県内2か所以内とし、砂利採取に係る砂利採取期間については、次のとおりとする。

- (1) 原則として1年以内に農地の復元を完了する採取計画を立てること。

なお、期間の延長は、変更認可申請を行うこととし、認可日から通算1年以内を原則とするが、自然災害等やむをえず期間の延長を行う場合には認可日から通算1年3か月以内とする。

- (2) 1年を超える砂利採取期間を必要とする場合は、通算3年以内の申請に係る目的を達成することができる必要最小限の期間とすることができる。ただし、砂利採取に関して申請の日から過去5年間行政処分を受けていない者であること（当該処分による義務を履行した者を除く）。

- 7 災害防止について、次の対策がとられていること。

- (1) 土の除去等

ア 表土の除去等にあたっては、隣接地が浸食されないよう配慮したものであること。

イ 除去した表土を堆積するときは、地形に応じ築堤、板囲、土留め等を設置するなど、堆積表土の崩壊、降雨による流出を防止し、乾燥時における表土の飛散を防止するため、散水等の措置が講じられていること。

- (2) 掘削等

ア 隣接地、公共物件（道路、水路、橋梁、堤防、砂防施設、鉄道、鉄塔等）、家屋等からはその被害を防止するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てたうえで掘削を行うものであること。隣接地との間に有していなければならない保安距離は原則として最小限2メートルとする。

なお、公共物件、家屋等に対しては個々の事例ごとに必要な保安距離をとるものとする。

イ 採取作業時間は、採取の場所、方法、運搬等からみて、騒音、災害防止等

を考慮して定めた時間によって行うよう留意したものであること。

ウ 掘削は、次のいずれかにより行うものであること。

(ア) 保安距離をとったうえで、原則として垂直距離 1 m に対して水平距離 1. 2 m 以上の法面勾配で掘削する。

(イ) 保安距離をとったうえで、(ア) の勾配より急な勾配で掘削する場合には、掘削箇所には法面保護のため土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分講じる。

(ウ) 保安距離以上の距離を隔てたうえで、(ア) の勾配より急な勾配で掘削する。ただし、崩壊した場合も掘削箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるものであること。

エ 掘削箇所への地下水の浸透、砂利洗浄のための地下水の取水、ポンプアップ等により、周辺農地、井戸水及び農業用水等に悪影響を与えないよう留意すること。

オ 農地への復元後に法面が生じる場合は、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置を講じるものとする。

カ 農地への復元後の法面が雨水、湧水等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置を講じるものとする。

(3) 安全対策等

ア 砂利採取場の周囲を柵、網等を用いて囲み、進入禁止の看板等を設置し、事業関係者以外容易に進入できないように配慮し、出入り口等には注意を要する看板等を設置すること。

イ 出入り口等に事業者名、責任者名、事業者の緊急連絡先、認可番号、認可日、認可期間等を記した看板等を設置し、責任者、連絡体制を明らかにすること。

ウ 事業者は従業員に砂利採取の安全対策、交通法規の遵守等の教育に努めること。

8 農地については、農地として適切に耕作ができるように採取が完了した場所から順次埋戻し等を行い復元するものであること。

9 第3の6の(2)の1年を超える砂利採取期間の申請をする場合(期間の延長により通算1年を超える場合を含む。ただし、自然災害等の理由により通算1年3か月以内の場合は除く)は、次の書類が申請書に添付されていること。

(1) 土地所有者が作成した農地の返却を受けた日以降の営農誓約書

(2) 6か月ごとの作業工程を示す平面図等

第4 (認可の条件)

採取計画の認可にあたっては、この基準のうち必要なものを認可の条件とするほか、個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として附することができる。ただし、附する条件は、砂利採取法の趣旨に合ったものでなければならない。

第5 (事務処理の留意事項)

事務処理において次の事項に留意して行うこと。

1 申請書受付の際、次の確認を行う。

(1) 必要な認可申請書及び添付書類は、法令による。

(2) 採取計画認可申請書及び添付書類の確認は(1)に定めるものの外、次によるものとする。

ア 第3(認可基準)の3の(1)に係るものについては、採取計画認可申請書と農地法に基づく許可申請書が連合会と砂利採取業者の連名で行われるため、当該法人に係る内容の確認は、毎年度当初案件に添付された法人の資格証明、登記簿謄本、定款、規約等の確認書類により行う。ただし、当該内容に変更のない限り、以後の添付は省略する。

イ 第3(認可基準)の3の(2)に係るものについては、採取計画認可申請書に次の書類が添付されていること。

(ア) 当該砂利採取業者、土地所有者及び工事完成保証人1名以上が契約した砂利採取契約書。

(イ) 当該砂利採取業者、工事完成保証人及び土地所有者が契約した預託金(工事保証金)処理契約書。工事保証金の額は、10アールあたり採取箇所における最大掘削深が7メートル以下は130万円以上、10メートル以下は250万円以上とする。

(ウ) 工事保証金に係る預金の残高証明書。

ウ 第3(認可基準)の9に係るものについては、採取計画認可申請書に次の書類が添付されていること。

(ア) 土地所有者が作成した農地の返却を受けた日以降の営農誓約書

(イ) 6か月ごとの作業工程を示す平面図等

エ 農地については、採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図を添付すること。

オ 災害時の緊急連絡先、責任者について書面にて提出すること。

2 市町関係部署と協議すること。

3 県建設関係部署と協議すること。

4 公安委員会へ連絡すること。

採取計画認可申請書を受理したときは、三重県公安委員会委員長あて、採取地を管轄する警察署に連絡するものとする。

5 環境関係部署と協議すること

採取後の埋戻し土について、周辺農地の営農および生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、事前に県環境関係部署または市町環境関係部署に意見を聴くものとする。

6 現地調査及び指導

(1) 認可申請に対する現地調査を原則として行うものとする。

(2) 採取計画の認可又は認可の取消をしたときは、指令書の写しを関係市町及び三重県公安委員会委員長に送付するものとする。

(3) 砂利採取計画認可後における申請者の事業計画に基づく適正な施工、完了の確認及び災害防止等についての現地指導を行うものとする。

7 変更認可申請

採取計画が変更となる場合、変更認可申請が必要となる。ただし、採取計画が認可を

受けた現行区域より縮小する場合又は使用機器、被害防除及び安全対策の変更の場合で農地法の許可基準、砂利採取法の認可基準を満たすものについては変更する採取計画を認可部局へ提出するのみでよい。

8 連合会との情報共有

採取計画認可申請書又は変更認可申請書が、砂利採取業者と連合会の連名で提出されている場合において、認可書及びその他文書等を砂利採取業者へ交付する際には、連合会に対してもその写しを送付する。また、法令に違反する事実を確認した場合には、砂利採取業者に適切な指導をすると同時に、連合会にも情報提供を行い共有するものとする。

9 履行状況の確認

第3の6の(2)の1年を超える申請の場合にあつては、おおむね6か月に1回、砂利採取業者及び工事完成保証人の立会のもと履行状況の確認を行い、適切な指導を行うものとする。

10 工事の完了確認

採取、埋戻し及び農地の復元が完了したときは、当該砂利採取業者に砂利採取廃止届出書（又は工事完成保証人から砂利採取（埋戻しを含む）完了報告書）を提出させ、すみやかに現地を確認するものとする。

11 命令、認可の取消等

砂利採取法第22条、第23条の規定による命令又は第26条の規定による認可の取消等処分をしたときは、その結果を本庁農地調整課へ報告するものとする。

12 手数料の取扱い

採取計画認可手数料の取扱いは、三重県証紙条例施行規則（昭和44年3月22日三重県規則第8号）によるものとする。

附 則

この基準は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

営 農 誓 約 書

年 月 日

三重県知事あて

(土地所有者)
住所：_____

氏名：_____
土地所有者が法人である場合は、氏名には法人の名称及び
代表者の氏名を記載してください。

砂利採取事業の完了後、下記のとおり営農します。

砂利採取後の農地の営農計画

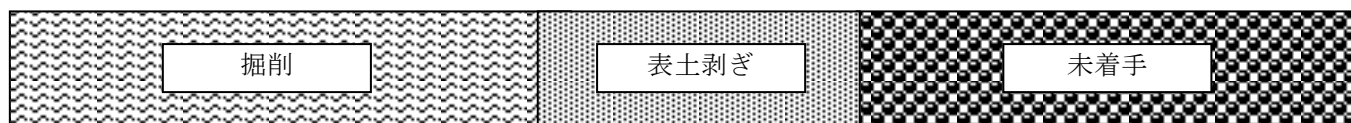
農地の所在	地目	面積 (㎡)	農地区分	耕作予定者	栽培作物		
					1 年目	2 年目	3 年目以降
			☐ 農用地区域内農地 ☐ 農業振興地域白地農地 ☐ 農業振興地域外農地				
			☐ 農用地区域内農地 ☐ 農業振興地域白地農地 ☐ 農業振興地域外農地				
			☐ 農用地区域内農地 ☐ 農業振興地域白地農地 ☐ 農業振興地域外農地				

- (記載要領)
- ・耕作予定者は、土地所有者若しくは使用貸借による権利又は賃借権等の設定を受ける予定の者を記載してください。
 - ・営農計画では原則として栽培する作物を記載する必要があります。
 - ・「農業振興地域白地農地」及び「農業振興地域外農地」で農地復元後に生産性が著しく低い、地勢等の地理的条件が悪い等により作物の栽培が困難と予測される場合は、「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載できます。ただし、土地所有者が営農できない又は担い手がないことを理由に「栽培作物」の代わりに「農地保全」等の管理内容を記載することはできません。

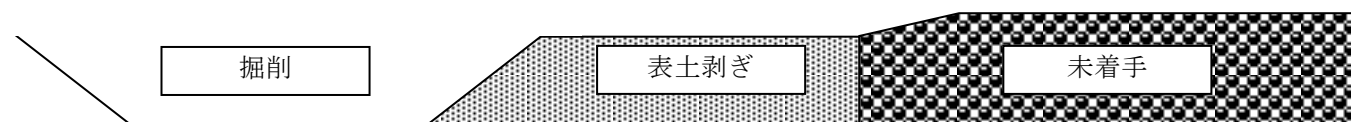
第3の9の(2)関係 6か月ごとの作業工程を示す平面図等の例

×年5月

平面図

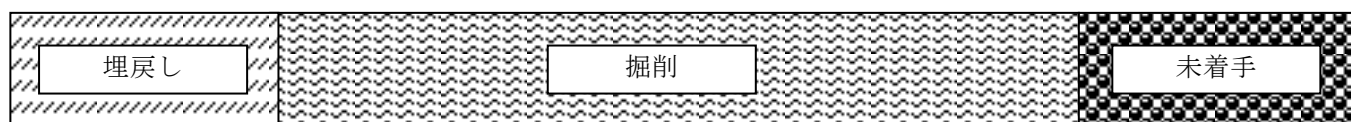


断面図



×年11月

平面図



断面図

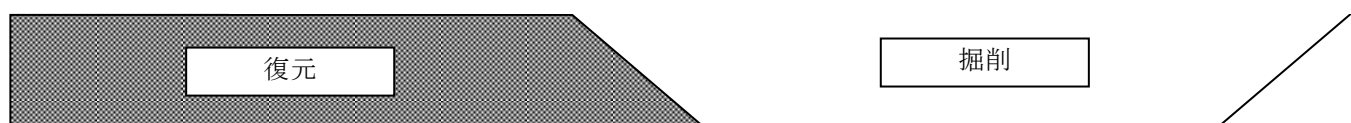


×+1年5月

平面図



断面図



×+1年11月

平面図

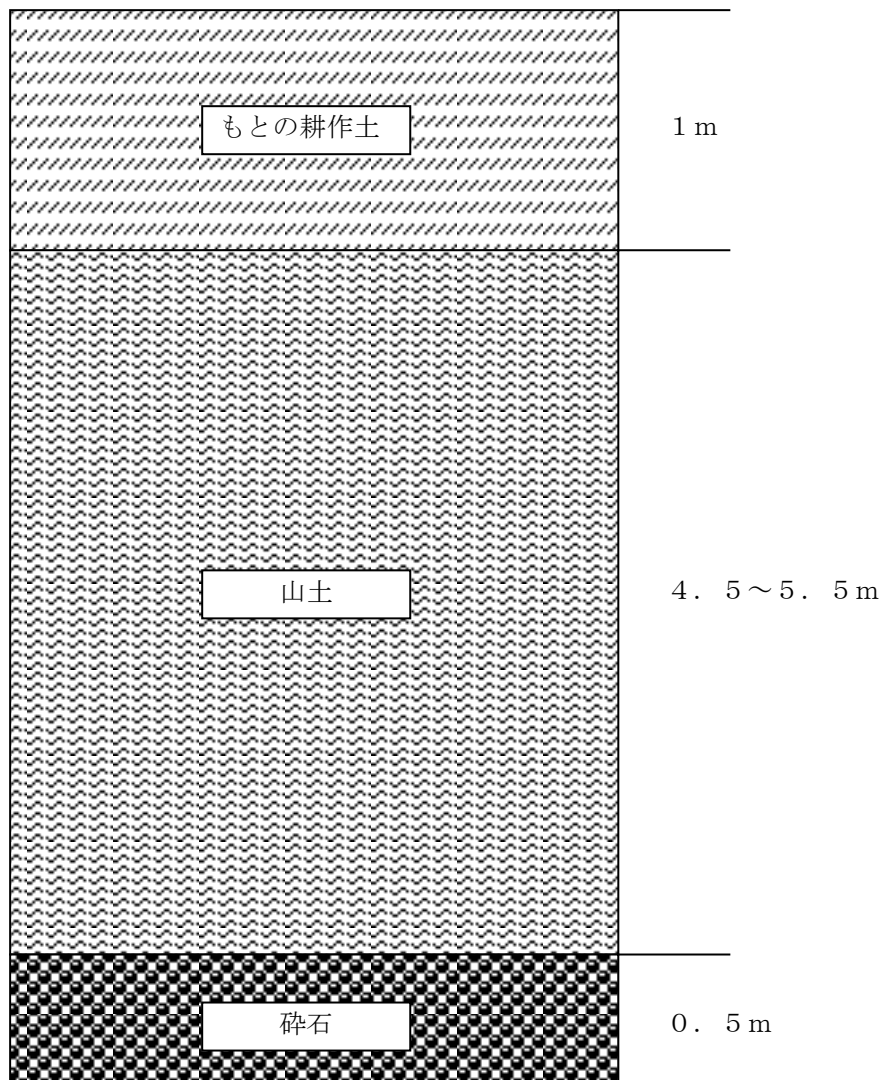


断面図



第5の1の(2)ウ関係

採取後に復元する農地の土壌の層構造とその厚さを記載した断面図の例



※（もとの耕作土＋山土）の箇所と（もとの耕作土＋山土＋碎石）の箇所があるなど複数の層構造がある場合は、それぞれ記載する。

※縦断面図を利用して層構造を記載することで代えてもよい。

砂利採取契約書

1. 事業名

2. 事業実施場所

郡	町		
		大字	地内
市	村		

3. 工 期 砂利採取認可の日から 年 月 日まで（埋戻しを含む）

4. 契約保証金 金 円也 内訳 工事保証金

上記砂利採取事業について、土地所有者（以下「甲」という。）と工事完成保証人（以下「乙」という。）と砂利採取業者（以下「丙」という。）の3者が、対等の立場における合意に基づいて、次の条項により砂利採取契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

記

(総 則)

第1条 丙は、別冊の砂利採取計画認可申請書写及び農地転用許可申請書写による事業計画並びに（以下「申請書等」という。）に基づき工期内に全工事を完成しなければならない。

2. この契約にかかる三重県知事の砂利採取計画認可及び農地転用許可に付された条件は、前項の申請書等に表示された内容にかかわらず、契約当事者間において契約があったものとみなす。

3. 申請書等に明示されていない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(権利、義務の譲渡)

第2条 丙は砂利採取計画認可及び農地転用許可にかかる権利または義務を第三者に譲渡、承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得て農地転用目的変更について知事の承認を受け、かつ、砂利採取計画認可を受けたときはこの限りではない。

(下請負等)

第3条 丙は工事の全部を一括して、または大部分を第三者に委任または請け負わせようとするときは、あらかじめ甲に通知し、その承認を受けなければならない。

2. 甲は、工事施行につき、著しく不適合と認められる受認者又は下請負者であるときは、丙に対して変更を求めることができる。

(材料の品質)

第4条 工事に使用する材料について品質等明示されていないときは、それぞれ中等のものとし、使用前に甲の承諾を受けなければならない。

(不適合の改造義務)

第5条 丙は、工事の施行が申請書等の内容に適合しない場合において、甲が改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、丙はこの代金及び工期の延長を請求することができない。

(一般的損害)

第6条 工事目的物の引渡前に工事目的物又は付帯施設等について生じた損害、その他工事の施行に

関して生じた損害は、丙が負担するものとする。ただしその損害の発生が甲の責に帰する理由による場合において、この限りでない。

(第三者の損害)

第7条 工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰する理由による場合を除き、丙の負担において賠償するものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、丙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 丙の責に帰すべき理由により、工期内または期限後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 前2号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
2. 前項の規定により契約を解除された場合においては、丙は契約保証金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に納付しなければならない。

(保証人に対する履行請求)

第9条 甲は丙が次の各号の一に該当するときは、工事完成保証人に対して、工事の完成すべきことを請求することができる。

- (1) 丙の責に帰すべき理由により、工期内または期限後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (3) 前2号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
2. 乙は、前項の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずこの契約に基づく丙の権利義務を引き継ぎ、契約の工事未完了部分を引き受ける。
ただし、丙に対する求償権の行使をさまたげない。

(丙の解除権)

第10条 丙は甲が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能となったときは契約を解除することができる。

(工事保証金)

第11条 丙は埋戻等工事保証を担保するため、別に定める預託金処理契約書に基づき、

(銀行名、支店名、預金種別、口座番号を記載) に頭書の工事保証金を預金する。

2. 丙は、工事が完了し目的物の引渡を甲にしたとき、または第10条により契約を解除したときは、直ちに前項の工事保証金を預金処理契約書に定める手続により、払い戻しを受けることができる。
3. 次の各号の一に該当するときは、前項第1の工事保証金は甲に帰属するものとする。
 - (1) 第8条第1項の規定による甲が契約を解除したとき。
 - (2) 第9条第2項に定める規定を乙が履行しなかったとき。
4. 第9条第2項の規定により乙は、工事が完了し目的物の引き渡しを甲にしたときは、直ちに丙は頭書工事保証金、工事費の支払いをしなければならない。

第12条 三重県知事より原状回復の指示があったときは、甲乙丙は責任を持って、当該地を農地へ復元する。

(契約外の事項)

第13条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議してこれを定めるものとする。

この契約書の証として本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（土地所有者）住所	氏名	⑨
------------	----	---

乙（工事完成保証人）住所 名称	代表者氏名	⑨
--------------------	-------	---

丙（砂利採取業者）住所 名称	代表者氏名	⑨
-------------------	-------	---

預託金処理契約書

一金 円也 但し工事保証金

砂利採取業者 (以下「丙」という) は土地所有者 (以下「甲」という) と工事完成保証人 (以下「乙」という) の埋戻等工事保証のため、 年 月 日付け砂利採取契約書に基づき頭書のとおり、(銀行名、支店名、預金種別、口座番号を記載) に自己名義の貯金を預託した。この預託金の処分は、砂利採取契約書の定めるところにより処分するものとし、下記の者が署名捺印して本契約をする。

契 約 事 項

1. 丙は砂利採取契約書第10条及び第11条2項に該当するときは直ちに預託金の払い戻しをうけることができる。
2. 丙は預金の全部または一部について前項を除き、引出はもちろん、他人に譲渡することはできない。
3. 砂利採取契約書第11条3項に該当したときは、預金した工事保証金は甲に帰属し、甲が払い出しの権利を取得するものとする。
4. 以上の事項以外の問題について、疑義が生じたときは、甲、乙、丙で協議をして定した事項に基づいて処理するものとする。

年 月 日

甲 (土地所有者)
乙 (工事完成保証人)
丙 (事業施行者)

⑨
⑨
⑨

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
氏 名
業務主任者名
電 話

砂 利 採 取 廃 止 届 書

砂利採取法第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 採取計画の認可（変更認可を含む。）を受けた年月日、認可番号
2. 当該砂利採取場における砂利の採取を廃止した年月日
3. 当該砂利採取場の状況（写真貼付でも可）